

2020 年度活動支援金申請ガイド

1. 趣旨

ウェスレー財団の設立目的である「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与する」ため、支援金事業を行います。

2. 支援対象・期間

下記のいずれかの目的に該当する活動で、2020年4月1日～2021年3月31日に実施される事業を支援対象とします。

- ① 児童または青少年の健全な育成
- ② 社会福祉を増進する活動
- ③ 国際相互理解の促進
- ④ 社会的弱者に対する活動
- ⑤ 女性のエンパワーメントに対する活動
- ⑥ 地域コミュニティの活性化

3. 申請条件

- 日本国内で活動する団体・個人（学校を含みます。法人格の有無は問いませんが、すでに支援金申請分野において1年以上の活動実績があること）
- 日本国内外で実施し、活動の成果を日本国内に還元できる活動
- 特定の宗教や教派の布教活動や特定の政治団体の理念に立脚した活動でないこと
- 営利を目的とする、またはその結果が直接営利に結びつく活動でないこと
- 反社会的な勢力とは一切関わりがないこと

4. 支援金額・支援対象となる経費

2020年度活動支援金申請対象事業は、総額1,000万円。1件100万円を上限とし、事業全体にかかる経費の80%までとします。

支援の対象となる経費は、下表の通りです。

支援費目	内容
諸謝金	講師や通訳などの外部専門家（協力者）への謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な旅費交通費 ただし、海外から日本へ個人や団体を招聘する場合、現地から日本までの往復交通費（飛行機代等）は対象外
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター、パンフレット、プログラム、資料などのコピー費や印刷費
通信運搬費	郵送料、宅配便など
会議費	会場借用料、会場設営費、委員会や会議での茶菓子代等（飲食が目的の会議、集会などは不可）
雑費	少額で上記経費項目に含めることができない諸経費

* 申請団体と雇用関係にある人の人件費や通勤費等は申請できません。

* 報告時に支出の内容を確認するため、支援金を含めた事業全体の経費について領収書の写し等、証憑書類の添付が必要となります。

5. 選考について

選考と結果の通知

選考は、当財団の活動支援金選考委員会にて行います。選考過程では必要に応じて追加資料の請求や当財団による申請者へのヒアリングを実施する場合があります。

選考結果は、申請者にメールで個別に連絡します。採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

審査基準

- 応募する団体・個人が申請条件を満たしているか
- 事業内容が2. 支援対象①～⑥（p.1 参照）に合致し、事業の目的が明確であるか
- 事業実施の計画性・実現可能性
- 事業が社会へ及ぼす影響、インパクト
- 事業の継続性・発展性

6. 申請～支援金交付までのスケジュール

申請	・2019年11月1日～12月15日（当日の消印有効）
交付決定	・2020年1月末までに採否をメールで連絡
実施	・2020年4月1日～2021年3月31日
報告	・事業を終了した月の翌月末までに、実施報告書と収支報告書の提出 ・2021年3月実施の事業は2021年4月15日までに提出
送金	・事業報告書及び収支報告書を当財団が承認後、2週間以内に送金

事業実施後の報告について

支援金を受けた事業は、事業を終了した月の翌月末まで（3月実施の事業は4月15日まで）に、所定の用紙で下記を提出してください。

- ① 活動支援金事業実施報告書（所定の用紙をHPよりダウンロード、固有名詞など必要などところ以外は日本語で作成する）
- ② 事業全体の支出に関する証憑書類（コピー可）
- ③ 開催要項、記録写真、案内チラシ、プログラムなどの参考資料
* 報告内容や写真を当財団のHP、FBに掲載させていただくことをお願いする場合があります。

支援金の交付・取消し・減額について

- ① 支援額は、選考時に申請に基づき査定し暫定的に決定します。そのため申請金額と同額にならない場合があります。支援金は、原則として事業完了後に報告書に基づき交付します。ただし、特別な事情がある場合には、相談の上交付時期を決定します。
- ② 支援を決定した事業でも、下記の場合には決定を取消します。
 - ・当財団の承認を得ない事業への変更及び中止
 - ・申請の内容に虚偽が認められる場合
 - ・支援金を目的以外に使用したことが認められる場合
 - ・その他、当財団が不相当と認めたとき
- ③ 最終的な支援金額は、事業完了後に提出される収支報告書に基づき決定します。不相当と認められる支出に関しては、暫定的な支援決定額から減額することがあります。

7. その他注意事項

- ① 事業の内容、及び予算（費目の追加・変更等）を変更しようとするときには、あらか

じめ当財団の承認を受ける必要があります。

- ② 事業を実施する際は、広報宣伝物（チラシやポスター、ウェブサイト、SNS など）、配布物（プログラム、参加者募集、資料、後日作成の報告書など）などにウェスレー財団の名称およびロゴマークとともに、当財団の支援事業であることを必ず明記してください。また、報告書に各 1 部を添付してください。
- ③ 支援を決定した事業は、当財団 HP にて公表します。
- ④ 支援金の交付は、1 年度につき 1 回限りとします。
- ⑤ 同一団体の同一プログラムを複数年にわたり申請することは可能ですが、より多くの団体に支援の機会を提供するため、審査において優先度が低くなる場合があることをあらかじめご了承ください。

8. 申請方法

申請受付期間

2019 年 11 月 1 日～2019 年 12 月 15 日（当日の消印有効）

- ① ウェスレー財団 HP より申請書類をダウンロード、固有名詞など必要なところ以外は日本語で作成してください。
- ② 申請書類を当財団に郵送してください。メールでの申請はご遠慮ください。
- ③ 申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

n.haibara@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

お急ぎの場合は、お電話でのお問い合わせも受け付けます。

03-6427-4696 (9:00～17:00)

申請書郵送先

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301

ウェスレー財団 支援金事業係

以上